

# 岡山朝日高校弓友会規約

## 第一章 総 則

第 1 条 本会は岡山県立岡山朝日高等学校弓道部の出身者及び関係者（以下「会員」という）が、会員相互の交流と親睦を深め、併せて岡山朝日高校弓道部の発展に寄与することを目指して結成する。

第 2 条 本会は、岡山朝日高校弓友会と称する。事務局は岡山市中区古京町 2 丁目 2 番 2 1 号、岡山県立岡山朝日高等学校に置く。

## 第二章 会 員

第 3 条 本会の会員の要件は次のとおりとする。

- (1) 通常会員・・・岡山朝日高校弓道部出身者とし、その在籍した期間に関係なく、同期部員内で承認された者
- (2) 特別会員・・・岡山朝日高校弓道部の現在の顧問・コーチおよび過去において顧問・コーチであった者

第 4 条 通常会員は岡山朝日高校を卒業した時点で入会するものとするが、同人が会員となることを希望しない場合はこの限りではない。

第 5 条 会員が特に申し出をした場合、または会費の納付を 2 年間怠った場合は本会を退会する。但し、再入会を妨げない。

## 第三章 総会

第 6 条 総会は通常会員から構成され、次の事項を審議しまたは報告を受け、必要事項についてこれを議決する。

- (1) 本会規約の改定
- (2) 役員選任
- (3) 会費使用に関する報告
- (4) その他

第 7 条 総会は、原則として会長が年 1 回召集し議長となる。会員総会での決議は、出席した会員の過半数の賛成を以って成立する。同数の場合は議長の決するところとする。

#### 第四章 役員

第 8 条 本会の役員は 20 名以内として、総会にて選任する。但し、止むを得ない事情による任期途中の交代については、役員会で選任し総会に報告するものとする。

第 9 条 役員は任期は 2 年間とし、その再任を妨げない。ただし、総会が開催されない場合には、任期は次の総会まで延長される。

第 10 条 役員会は、その決議によって以下の者を選定する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名 (原則男性 1 名、女性 1 名とする。)
- (3) 会計責任者 1 名
- (4) 監事 若干名

第 11 条 会長は、本会を代表して会務を統轄し、副会長は、会長を補佐する。

第 12 条 会計責任者は会費を管理し、会計報告を行う。

第 13 条 監事は、本会の会計内容を監査し、監査報告を行うと同時に、本会の活動状況の監査も行い、本会運営の適正化を図る。

第 14 条 役員会は、各卒業年度単位の意見等を反映出来るように、委員を指名することができる。

2 委員は役員と協力し本会の健全なる発展に寄与する。

## 第五章 役員会

第 15 条 役員会は、適宜、会長が召集し議長となり、以下の事項を審議する。決議については、出席役員の過半数の賛成を以って成立する。

(1) 本会規約の改定案の決定、役員を選任案の決定、その他、総会に提出する議案の決定

(2) 会長、副会長、会計責任者および監事の選定および解職

(3) 本会の運営に関する事項の決定

(4) 任期途中の役員を選任

(5) その他

## 第六章 会 計

第 16 条 本会の経費は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第 17 条 本会会費は総会で決定するものとする。

第 18 条 本会会計年度は、毎年 1 1 月 1 日より翌年 1 0 月 3 1 日とする。

第 19 条 本会の会計報告は、会計責任者が行い総会に報告する。

## 第七章 監 査

第 20 条 本会の会計監査は、監事がこれを会計年度に行い総会に報告する。

(附則)

本規約は、1986年8月13日より施行する。

2012年8月13日 改定